

第16回鹿屋地区小学校区対抗「サンロード鹿屋」駅伝大会

鹿屋地区の小学校区で編成された20チーム(小学生一般)が、15区間28・4kmを、心を一つに「たすきをつないで疾走します。市民の皆さんのご声援をよろしくお願いします。

日時 11月19日(日) 9時30分スタート
コース 市役所(スタート) 自衛隊入口 野里 高須 浜田 大始良 田淵 横山 星塚 飯隈 永野 田 (サンロード) 川西 (サンロード) 田崎 (サンロード) 田崎 市役所(ゴール)
市民スポーツ課
0994 31 1139

市民のためのオープンセミナー

日時 11月12日(日) 14時～16時
場所 県民健康プラザ健康増進センター
参加料 無料
内容 障害者自立支援法施行後の障害者の現状(黒木大剛氏)

犬死した人々(四元順一氏)
環境問題を考える「地球温暖化を中心に」(三浦英明氏)

【問い合わせ】
鹿屋体育大学内児玉研究室
0994 46 4967

若者を狙った悪質商法にご注意ください

若者をターゲットにした悪質商法が後を絶ちません。「キレイになりたい、リッチになりたい」など、若者の心理を巧みに狙った手口が横行しています。デート商法 出会い系サイトで知り合った人に誘われて行った展示会で、高額な商品を買わされ、契約をしたとたん連絡がつかず解約ができなくなる商法です。マルチ商法 友人から「高収入のアルバイト」と健康食品の販売を勧められ、気が付くと部屋在庫だらけで、高額なローンだけが残ってしまいう商法です。ポイントメントセールス プレゼントが当選したと

【問い合わせ】
市民総合相談室
0994 43 2111
内線3191

【問い合わせ】
市民総合相談室
0994 43 2111
内線3191

小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度

小規模企業共済制度 小規模企業共済制度 個人事業主などが事業をやめた場合のために、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく、経営者のための退職金制度です。
加入資格 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の

平成19年鹿屋市成人式

日時 平成19年1月8日(月) 成人の日 11時～
会場 市文化会館
対象者 市内に在住又は出身者で、昭和61年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人
市内に住民登録のある人には、案内状が届きます。市外に居住の人は、12月1日(金)までに電話又はメールでお申込みください。案内状を送付します。案内状がなくても式典には参加できます。



【問い合わせ】
市社会教育課 0994-31-1138
Eメール syakaikyoiiku@e-kanoya.net

個人事業主又は会社の役員など
掛金 月額千円から7万円まで選択でき、課税対象所得から控除されます。
共済事由 事業の廃止、会社等の役員が疾病・負傷又は死亡による退職など
中小企業倒産防止共済制度 取引先の突然の倒産が原因で、経営が悪化してしまつたときに資金を借入れることができる制度です。
加入資格 引き続き1年以上事業を行っている中小企業者など
掛金 月額5千円から8万円まで選択でき、税法上損金(法人)又は必要経費(個人)扱いができます。
積立金限度額は320万円
貸付制度 加入後6か月以上経過した共済契約者の取引企業が倒産した場合に、回収困難となつた売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で貸付が受けられます。
貸付条件 無担保・無保証人・無利子
【問い合わせ】
鹿屋商工会議所
0994 42 3135

輝北町商工会 099 486 1171
串良町商工会 0994 63 3032
吾平町商工会 0994 58 6020
【問い合わせ】
国民生活金融公庫鹿屋支店
0994 42 5141

鹿屋市男女共同参画地域講座(輝北地区)

輝け!自分らしさ ~男と女の夢ある未来のために~

日時 11月12日(日) 13:00 ~ 15:00
大型紙芝居 13:10 ~ 13:30
「不二夫とけい子の仲良か家族」
出演: つどい KANOYA (鹿屋市男女共同参画活動団体)
講演 13:30 ~ 15:00
講師: 水谷 謹人氏 (みやざき中央新聞社編集長)
場所 輝北コミュニティーセンター
入場料 無料

講師プロフィール
・昭和34年 宮崎県生まれ
・平成13年 DVの被害者をサポートする「ハートスペースM」を設立
・宮崎県男女共同参画派遣講師

【問い合わせ】
市民活動推進課男女共同参画推進室
0994-31-1147
輝北総合支所市民生活課
099-486-1111

水谷 謹人氏

鹿児島県の最低賃金をご存知ですか

最低賃金名称	時間額	適用範囲	効力発生日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金 611円	県下全ての労働者に適用されますが、産業別最低賃金の対象産業に該当する場合は、その産業別最低賃金が適用になります。	平成18年10月1日
産業別最低賃金	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 664円	次に掲げるものを除く 18歳未満又は65歳以上の人 雇入れ後6月未満で、技能習得中の人 清掃又は片付けの業務に主として従事する人	平成17年12月31日
	百貨店、総合スーパー 650円		平成17年12月7日
	自動車(新車)小売業 669円		平成17年12月28日

最低賃金は、臨時・パート・アルバイトなど全ての労働者に適用されます。最低賃金には、「臨時に支払われる賃金」「一月を超える期間ごとに支払われる賃金」「時間外・深夜・休日労働の割増賃金」「精皆勤手当・通勤手当・家族手当」などの賃金は参入されません。

【問い合わせ】
鹿屋労働基準監督署 0994-43-3385